

お知らせ

Information

秋田に暮らす移住者の応援マガジン「あき・くら」2号発行

仙北市移住者の会では、秋田の知られざる魅力にはまり、この地域に根を下ろして郷土の営みを受け継ぎ活動する移住者や継承者たちの姿を取り上げ、六つの物語として冊子と動画を制作しました。昨年制作した「あき・くら」の続編となる今回の冊子（数量限定）は、市役所各庁舎・各出張所の窓口で配布しているほか、「仙北市移住者の会」ホームページ（https://senbokujiyusha.akjob.jp/）でも閲覧できます。さらに、掲載記事とリンクした形で制作した動画も同じホームページからご覧いただけます。



この冊子と動画が、移住者の生活に役立つヒントになり、さらには地元の皆さまが秋田の魅力や再認識するきっかけになれば幸いです。

【問合せ】仙北市移住者の会 代表 土屋和久
☎090-3334-0260 E-mail tazawakokougen@akjob.jp

お知らせ

Information

消毒用アルコールの取扱いにご注意ください!!

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒などのため、消毒用アルコールを使用する機会が増えていますが、一般に消毒用アルコールには次の特徴があります。



【アルコールの火災予防上の特徴】▶火気に近づけると引火しやすい。▶アルコールから発生する可燃性蒸気は、空気より重く、低いところにたまりやすい。▶このため、ご家庭や事業所で消毒用アルコールを使用する場合、下記の火災予防上の一般的な注意事項に十分注意のうえ、安全に取り扱ってください。

【火災予防上の一般的な注意事項】▶消毒用アルコールを使用するときは、火気の近くで使用しない。▶容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれまたは飛散しないようにする。また、詰め替えた容器に消毒用アルコールや火気厳禁などの注意事項を記載する。▶容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所は避ける。▶容器を落下させたり、衝撃を与えることのないように気をつける。▶室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替えなどにより、アルコールの可燃性蒸気が滞留するおそれがある場合には、通気性のよい場所や換気が行われている場所で行う。また、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧を行うことは避ける。

東京消防庁公式 YouTube



消毒用アルコールによる火災の危険性



ウォッカなどのアルコール濃度の高い酒類による火災の危険性

【消防署への届出、申請について】危険物に該当する消毒用アルコールを多く貯蔵・取り扱う場合、消防法または火災予防条例により、その数量に応じて消防署へ申請または届出が必要となります。

【問合せ】角館消防署 予防班 ☎54-2302

お知らせ

Information

ふれあい美化事業 草刈りなどの自治会等委託制度のお知らせ

県では、県民の皆さまとパートナーシップを組みながら、行政サービスの向上を図っていきたくと考えています。

ふれあい美化事業は、自分たちの住むまちの河川（県管理）を美しく大切にいただくために、自治会など地域団体に草刈りを委託する制度として平成17年度から設けられました。

この事業をご希望する団体は、あらかじめ仙北地域振興局建設部の草刈り区域図・草刈り面積などをご確認のうえ、「草刈り作業実施申出書」を7月22日（日）までに同振興局建設部保全環境課河川保全班に提出してください。

【公募河川】院内川・才津川・玉川（生保内）・入見内川・松木内川・小白川川・山谷川 ほか1級河川

【実施面積】1,000㎡以上

【申込可能団体】自治会、婦人会などの地域住民団体、ボランティア団体など

【委託料】約39,250円／1,000㎡（増加面積100㎡毎に約2,000円加算）

【問合せ】仙北地域振興局建設部保全環境課河川保全班 ☎0187-63-8127

相談

Consultation

令和2年第5回 お薬相談会

今、服用している薬のこと、ご家族が服用している薬のことなどお薬の相談会を行います。家に残っている薬の整理（持参した場合）や家庭用医薬品などお薬のことなら何でも相談にのります。お気軽にご相談ください。

【日時】5月26日（日）15:00～16:30

【場所・問合せ】クオール薬局田沢湖店 ☎43-9189

相談

Consultation

無料法律相談

市では、法律問題でお困りの方が、お気軽に法律の専門家（＝弁護士）に相談できるように、秋田弁護士会のご協力をいただき、次のとおり無料法律相談を開催します。

【日時】5月27日（日）13:30～

【場所】角館交流センター 第2研修室

【相談員】草薙秀樹弁護士

【相談内容】▶一般法律相談（法律問題全般のご相談）▶サラ金・クレジットなど多重債務のご相談▶中小企業・個人事業に関するご相談▶高齢者・障がい者に関するご相談▶交通事故に関するご相談▶子どもに関するご相談

【申込方法】総務課総務係に電話で予約してください。

【予約受付時間】平日9:00～17:00

【相談時間等】1日先着5人。1人30分以内。（①13:30～14:00 ②14:05～14:35 ③14:40～15:10 ④15:15～15:45 ⑤15:50～16:20）

【その他】相談がスムーズに進むよう、あらかじめ話の内容をまとめてきてください。相談に必要と思われる資料がありましたらお持ちください。

【問合せ】仙北市総務課 ☎43-1111



ネウボラって？

フィンランド語で「相談する場所」が日本語に近い意味。フィンランドでは、「ネウボラ」として、かかりつけの担当者や専門職が、妊娠前から就学期まで切れ目なくサポートしています。



仙北市ホームページはコチラ！

【電話相談／仙北市保健課】
《固定電話》☎55-1112
《携帯電話》☎080-2813-0835



仙北市産後ケア事業（訪問型）

市が委託した助産師に自宅を訪問してもらい、ママの体調管理や育児サポートを受けられる事業です。出産後、家族などから十分な育児などの援助を受けられない、お産の疲れがとれない、授乳や沐浴がうまくできるか不安など、産後の体調や育児の支援、休養が必要な人は「産後ケア」をご利用できます。



- ▶利用エリア
仙北市に住居のある方
- ▶出産から1年未満のママと赤ちゃん
- ▶ママの体調不良や育児不安のある方
- ▶ご家族などからの援助が受けられない方
- ▶ケア内容
お母さんの体調管理とケア
- ▶育児相談、発達相談、心の休養
- ▶赤ちゃんの沐浴やお風呂の入れ方、授乳方法、育児情報の提供など
- ▶利用回数と利用料
最大2回、おおむね2時間
- ▶1回6,000円
- ▶※非課税世帯または生活保護世帯に属する場合は無料
- ▶委託事業者
秋田県助産師会
- ▶申込先
仙北市保健課
- ▶お問い合わせ先
111-1111-1111

おしらせナビ

新型コロナウイルス関連情報

STOP COVID-19

NO! 新型コロナウイルスハラスメント



秋田県内において、感染した人やその家族、診療した医療機関や関係者に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みなどがSNSで見られます。こうした行為は人権侵害です。そうした差別や偏見などが広がることは、新型コロナウイルス感染症に対する人々の不安をあいり、感染拡大防止の妨げにもなります。誤った情報や不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることはないよう、国・地方公共団体や医師会が発表する正しい情報にもとづいて、人権に配慮した適切な行動をとっていただくようお願いいたします。

【問合せ】秋田県医師会 ☎080-9650-4633

新型コロナウイルス関連情報 STOP COVID-19

雇用調整助成金無料電話相談

新型コロナウイルス感染症の影響により休業を検討している事業主の皆さまへ「雇用調整助成金」に関するご相談を社会保険労務士が無料で受け付けます。

【相談受付時間】平日9:00～17:00

【相談窓口】秋田働き方改革推進支援センター

☎0120-695-783 または ☎018-865-5335

【問合せ】同支援センター ☎018-865-5335